

**「小樽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」
に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等**

1 意見等の提出者数	1人
2 意見等の件数	3件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	0件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	職員の虐待について、原案(資料)の「虐待等の禁止」の項目にも記載はあるが、それでは不十分なように思う。事業者は職員の精神面を保つよう、常に注意する義務があると思う。職員の身になって職場環境の改善を考えることができる方を事業者として適格とする基準を設定した方が良いように思う。	虐待の防止のための措置については、「虐待等の禁止」の項目のほか、「一般原則」や「運営規程」の項目においても国の基準を参酌すべきとされており、本市においては、それぞれの項目で国の基準を虐待に対する対応の基準とします。
2	3歳未満の乳幼児期は、親と子の信頼関係ができ、それによって親による家庭教育が正常に行えるようになり、他人との信頼関係構築が行えるようになったりという今後の集団生活や社会人となるための育成にとって最も根幹の大事な時期であり、本来は親元で育てなければならないところであるが、それを満たされるような保育環境を提供できる方が事業者として適格となるような基準を設定した方がよい。	いただいた御意見につきましては、本条例で定められるものではありませんが、今後の事業運営における参考とさせていただきます。
3	地元愛を育んでいただける方が事業者となってもらえる様な基準としてほしい。	いただいた御意見につきましては、本条例で定められるものではありませんが、基準案とは別に今後の事業運営における参考とさせていただきます。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。